

青森市の中小企業の設備投資をサポートします！

○制度の概要

中小企業が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るため、生産性向上特別措置法に基づく「先端設備等導入計画」を作成して市の認定を受け、一定の要件を満たした場合、税制の特例措置などの支援の対象となります。

○支援の概要

- ・生産性を高める設備を取得した場合、償却資産に係る固定資産税の課税標準を3年間ゼロとする特例措置
- ・計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援（信用保証協会による追加保証）
- ・国の一部補助金における優遇措置

○制度活用の流れ

1 制度の利用を検討

- ・制度を利用するためには、「先端設備等導入計画」を作成し、該当する新規取得設備の取得日より前に市の認定を受ける必要があります。

2 先端設備等導入計画の作成

- ・青森市導入促進基本計画（市HPに掲載）の内容に沿っているか確認してください。
「青森市導入促進基本計画」は、市内に事務所または事業所を有する中小企業の生産性の向上を促すための計画で、労働生産性が年平均3%以上向上することや、対象設備の種類、対象事業等の要件を定めています。
- ・手引きや記載例等を確認のうえ「先端設備等導入計画」を作成し、経営革新等支援機関（商工会議所、商工会、金融機関など）に確認を依頼してください。
- ・税制措置の適用を受ける場合は、新規取得設備に係る工業会等証明書の発行を依頼してください。

3 先端設備等導入計画の認定申請・認定

- ・認定申請書に必要書類を添付し、市（新ビジネス支援課）に提出してください。市では、提出された計画の内容を審査し、後日、認定書を交付します。
※ 審査には一定の期間を要しますので、余裕を持ったスケジュールでの申請をお願いします。

4 先端設備等導入計画の開始、取組の実行

- ・市の認定を受けた後、生産性向上のための取組を実行してください。
※ 税制措置の適用を受ける場合は、別途要件を満たし、税務申告を行う必要があります。



◆◆◆お問い合わせ先◆◆◆

青森市経済部新ビジネス支援課

〒030-0801 青森市新町 1-3-7（駅前庁舎 3階）

TEL：017-734-2379 FAX：017-723-5586

青森市 先端設備等導入計画

検索